

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市区北區辻町一丁目62番地の3

氏 名 株式会社秋田建設  
代表取締役 秋田 辰夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇



許可の年月日 平成28年 1月10日

許可の有効年月日 平成33年 1月 9日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず

上記6品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

鉱さい

以上 10種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当なし

3 許可の条件  
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 8年 1月10日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

平成13年 1月10日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成18年 1月10日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成19年 7月11日 産業廃棄物収集運搬業許可（変更）

平成23年 1月10日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成28年 1月10日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成29年12月 7日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

5 積替え許可の有無 有 ・  無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 ・  無